

総評評第25号
令和4年2月25日

環境大臣
山口壯 殿

総務大臣
金子恭之
(公印省略)

災害廃棄物対策に関する行政評価・監視の結果（勧告）

この度、災害廃棄物対策に関する行政評価・監視を実施した結果、別紙のとおり貴省所管事項について改善する必要の認められるものがありますので、勧告します。

これについては、別添の災害廃棄物対策に関する行政評価・監視結果報告書を参照の上適切な改善措置を講じ、その結果を令和5年3月31日までに御回答ください。

担当：行政評価局評価監視官 渡邊 浩之
電話：03（5253）5485

災害廃棄物対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告

【所見】

環境省は、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けて、平時における「事前の備え」に万全を期す観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 災害廃棄物の発生量等の推計

地方公共団体において、地震災害のみならず、近年激甚化・頻発化している水害についても必要な災害廃棄物発生量の推計が適切に行われるよう、モデル事業の実施や災害廃棄物対策指針の改定を含む効果的な支援措置を講ずること。

また、土砂災害についても、近年激甚化・頻発化していることなどを踏まえ、地方公共団体において、同災害に伴う災害廃棄物の発生が予測される地域を中心に、必要な災害廃棄物対策が適切に行われるよう、モデル事業の実施や災害廃棄物対策指針の改定を見据えた具体的な検討を進めること。

② 仮置場候補地の選定と事前準備

- i 市区町村において仮置場候補地の選定に至っていない場合の要因・課題を把握・検証し、地域ブロック協議会等を活用して、必要な候補地選定を促すための効果的な支援措置を講ずること。
- ii 仮置場の選択肢をより拡大する観点から、関係機関や都道府県と連携して、市区町村において市区町村有地以外の候補地を含め適当な仮置場候補地の選定が進むよう効果的な支援措置を講ずること。
- iii 地域ブロック協議会等を活用して、関係部局・関係機関との事前の利用調整や現況等の把握を促すなど、仮置場候補地が災害時に仮置場として円滑に機能するための措置を講ずること。

③ 災害廃棄物処理に備えた連携協力

地方公共団体に対し、民間事業者団体等との災害支援協定に「仮置場の管理・運営」に関する内容が明示されている具体的な事例を展開するなど、地域ブロック協議会等を活用して、民間事業者団体等との実効性のある連携を推進するための効果的な支援措置を講ずること。